

# 大崎市地域活力再生イベント支援事業補助金(R5)

## 対象事業

### 以下のすべてを満たすイベント

- 市内で開催され、市内外から自由に参加できるもの  
※ 特定の企業のPRや従業員の福利厚生、学校が主催、営利目的予選会としての競技大会、政治的・宗教的な普及宣伝等は対象外
- 新型コロナウイルス感染症対策をはじめ、基本的な感染症対策を実施した上で開催するもの
- 令和5年4月1日以降に実施され、令和6年2月29日までに完了するもの



## 対象者

### 以下のすべてに該当するものであること

- ① 本市に事務局又は活動拠点を置く団体等
- ② 大崎市暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員等に該当しないこと
- ③ 営利活動、宗教活動又は政治活動を目的としていないこと

## 対象経費

### ウィズコロナのイベントとするための掛かり増し経費分（一例）

#### ① 感染症対策経費

- 身体的距離の確保を目的とした標示等の設置に必要な資材、消毒用アルコール等の消耗品購入費
- 検温所設置及びイベント会場内ゾーニング等感染対策に係る会場設営委託費用
- 分散開催を目的とした複数会場での開催に伴う会場使用料
- 導線、誘導に係るカラーコーンやバー等の資材の賃借料
- 発熱者スクリーニングのためのサーモグラフィー等の機材の賃借料
- 混雑整理のための誘導員及び警備員の配置に係る外部委託費用



#### ② ウィズコロナにおける開催経費

- キャッシュレス決済等に係る使用料
- 混雑防止のための入場管理システムの導入に伴う使用料

#### ③ その他

- スタッフの事前PCR等検査費用及び検査キット購入費
- 集客増加のための宣伝広告費

※上記は一例です。記載の経費以外に該当するものがございましたら、ご相談ください。

**✖ 対象外**：備品（PC・イス・テーブル・音響設備・テント等）、謝礼金、食糧費

## 補助金額

1イベント当たりの補助上限を1,000千円とし、補助率は対象経費の10/10とする。  
ただし、補助金額はイベント開催経費（通常分）の額を超えないものとする。

### イメージパターン①

イベント開催費用(通常分) 70万円	掛かり増し経費 50万円
-----------------------	-----------------

掛かり増し経費の50万円が補助対象経費  
⇒補助金額：50万円

### イメージパターン②

イベント開催費用 (通常分) 50万円	掛かり増し経費 70万円
---------------------------	-----------------

掛かり増し経費の70万円が補助対象経費となるが、通常分のイベント開催費用の額を超えている  
⇒補助金額：50万円

## 受付期間

**令和5年4月3日（月）～令和6年1月31日（水）**

イベント開催日の概ね1月前までに、申請書に下記の書類を添えて提出してください。

- ①事業計画書 ②収支計画書 ③見積書等の金額の根拠となる書類の写し
- ④イベントの概要がわかる書類 など

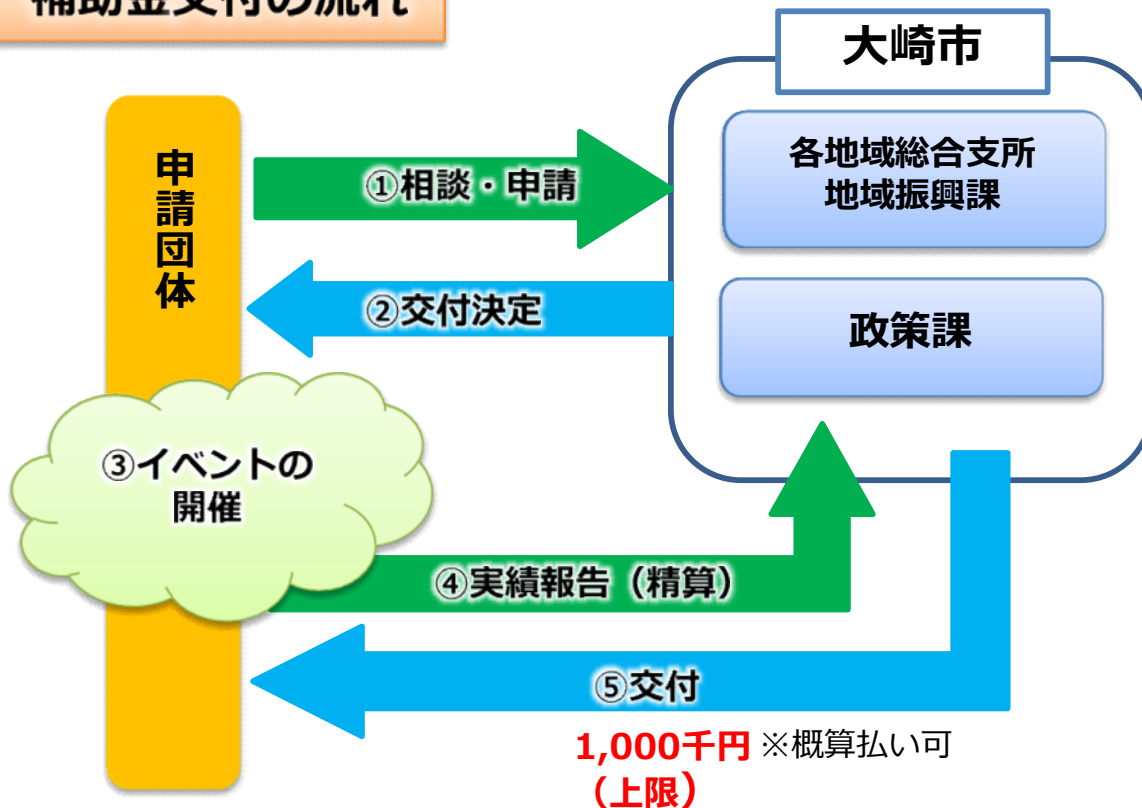
## 実績報告書の提出

**イベント終了後は実績報告書の提出が必要となります。**

事業が完了した日から起算して**1月以内または令和6年3月22日のいずれか早い日までに、実績報告書に下記の書類を添えて提出してください。**

- ①事業実績書
- ②収支決算書
- ③契約書、領収書等の経費がわかる書類の写し
- ④イベントのチラシやパンフレット等
- ⑤成果品（感染症対策の実施状況がわかる写真等）

## 補助金交付の流れ



※申請の前に、政策課または地域振興課にご相談ください。

※補助金申請手続きの詳細については、要綱をご覧ください。

## 提出先・問合せ先

申請書、実績報告書等は下記までご持参のうえ提出願います。

※郵送での受理はいたしませんのでご注意ください。

【問合せ先】

・市民協働推進部政策課

TEL 0229-23-2129

・各地域総合支所地域振興課

(松山)0229-55-2112 (岩出山)0229-72-2112

(三本木)0229-52-2112 (鳴子)0229-82-2191

(鹿島台)0229-56-5520 (田尻)0229-39-1111